

(公印省略)
兵公衛第12号
平成26年12月11日

兵庫県公衆衛生協会
会 員 各 位

兵庫県公衆衛生協会
会 長 川 島 龍 一

第73回日本公衆衛生学会における演題発表者に対する助成等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、当協会の活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 第73回日本公衆衛生学会（平成26年11月5日(水)～7日(金)、栃木県）における演題発表者に対する助成について

(1) 助成対象者

同学会において、演題申込料を個人で負担された方

(2) 助成額

1人当たり3,000円（図書カード）

(3) 申請方法

別紙1に必要事項を記入し、返信用封筒（返信宛先を記入し、切手を貼付したもの）及び発表したことがわかる資料（総会演題集又は抄録集の演題一覧部分等）の写しを同封の上、平成26年12月25日(木)までに下記担当まで郵送してください。

2 機関誌『ひょうごの公衆衛生 第30号』の掲載記事（トピックス等）の募集について

(1) 募集内容

団体の紹介・活動内容（原稿：A4サイズ1枚）

(2) 申込方法

別紙2裏面「掲載申込書」に必要事項を記入の上、平成26年12月25日(木)までに下記担当までファクシミリにて提出してください。

※ 申込をいただいた方に対し、原稿の様式、提出締切日等の詳細を別途お知らせし

ます。

3 『実務 衛生行政六法（平成27年版）』の斡旋について

定価7,236円（税込）のところ、特別価格5,065円（税込）〔3割引〕にて購入の斡旋を行いますので、購入をご希望の場合は、別紙3に必要事項を記入の上、平成27年1月15日（木）までに下記担当までファクシミリにて提出してください。

【担 当】

兵庫県公衆衛生協会事務局 藤本 淳

（兵庫県健康福祉部健康局健康増進課内）

TEL 078-341-7711

（内線3244）

FAX 078-362-3913

E-mail jun_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp

機関誌『ひょうごの公衆衛生第30号』について

1 機関誌体裁

(1) 規 格

A4版

(2) 発行部数

900部

(3) 配布対象

兵庫県公衆衛生協会の会員団体（1口3冊無償配布）等

(4) 配布予定時期

平成27年4月頃（予定）

2 今回の募集内容

原稿の様式、締切等の詳細については、申込をいただいた後に個別にご連絡いたしますので、まずは申込書（裏面）を当協会宛て送付願います。

(1) 会員団体の紹介・活動報告

・ 内 容

各団体会員の活動、事業等の紹介

・ 字 数

A4用紙1枚（2,000～3,000字程度）

※ 機関誌にはモノクロで掲載します。

3 申込方法

裏面申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてご提出願います。

（申込締切：平成26年12月25日（木））

4 その他

(1) 掲載料は無料です。

(2) 掲載順序、レイアウトの詳細（写真の大きさ等）等については、当協会にご一任ください。

FAX 078-362-3913 ※FAX送信票は不要
兵庫県公衆衛生協会事務局 藤本 淳 行き

機関誌『ひょうごの公衆衛生 第30号』掲載申込書

下記のとおり掲載を申し込みます。

記

平成26年 月 日

団体名	
(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先	〒 TEL () - FAX () -
E-mail アドレス 【※必須】	
掲載内容	

FAX 078-362-3913 ※FAX送信票は不要
 兵庫県公衆衛生協会事務局 藤本 淳 行き

『実務 衛生行政六法（平成27年版）』申込書

コード	図 書 名	税込定価	税込特別定価	申込部数
1034	<単行本> 実務 衛生行政六法 平成27年版	7,236円 送料460円	5,065円 送料460円 (送料不要)	部

上記のとおり代金後払いにて申し込みます。

※ ご請求に当たり指示事項がありましたらご記入ください。

請 求 書： 要 ・ 不要
 見 積 書： 要 ・ 不要
 納 品 書： 要 ・ 不要
 日付の有無： 要 ・ 不要

平成26年 月 日

団 体 名	
担当者氏名	
送 付 先 連 絡 先	〒 TEL () - FAX () -

【申込後の流れ】

各希望者申込 → 兵庫県公衆衛生協会（申込集約・一括申込） → 新日本法規出版(株)
 → 各申込者に直接納品 → 納品後、各申込者から新日本法規出版(株)に同社指定の振込用紙にて支払

申込期限：平成26年12月25日（木）

衛生行政に関わる法令を完全整理した実務六法!!

平成27年版

実務 衛生行政六法

編集 衛生法規研究会

最新の内容で
発行!

ぜひこの機会に
お求めください。

今年版の特色

新規登載された法令

- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
 - 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則
- など7件

一部改正された法令

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・同法施行令・同法施行規則
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・同法施行令・同法施行規則
- など150余件

●主な改正内容は裏面をご覧ください。

A5判・ケース付・総頁3,112頁

本体価格 6,700円+税 送料実費

☎ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>


新日本法規Web で 検索

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度
(グリーン購入法適応)を使用しております。

創業1948年  新日本法規出版

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社 〒760-8536 高松市廣町3丁目14番11号
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 (2014.11)10341

 この印刷物は環境にやさしい
[植物性大豆油インキ]を使用しています。

掲載内容

第二編 保健医療

- 第一章 保健医療施設
 - 医療法
 - 医療法施行令
 - 医療法施行規則
 - 医療法第六條の五第一項及び第六條の七第一項の規定に基づく医業等の業務又は病院等に関して広告することのできる事項
- 第二章 医師、歯科医師その他の保健医療従事者
 - 医師法
 - 医師法施行令
 - 医師法施行規則
 - 医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令
 - 医道審議会令
 - 歯科医師法
 - 歯科医師法施行令
 - 歯科医師法施行規則
 - 歯科医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令
 - 歯科衛生士法
 - 歯科衛生士法施行令
 - 歯科衛生士法施行規則
 - 歯科技工士法
 - 歯科技工士法施行令
 - 歯科技工士法施行規則
 - 診療放射線技師法
 - 診療放射線技師法施行令
 - 診療放射線技師法施行規則
 - 臨床検査技師等に関する法律
 - 臨床検査技師等に関する法律施行令
 - 臨床検査技師等に関する法律施行規則
 - 保健師助産師看護師法

- 保健師助産師看護師法施行令
- 保健師助産師看護師法施行規則
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則
- 理学療法士及び作業療法士法
- 理学療法士及び作業療法士法施行令
- 理学療法士及び作業療法士法施行規則

- 視能訓練士法
- 視能訓練士法施行令
- 視能訓練士法施行規則
- 第三章 保健医療対策
- 第四章 その他の保健医療

- 生活衛生
- 第一章 生活衛生関係営業
- 第二章 食品保健等
- 第三章 水道等
- 第四章 その他の生活衛生

- 薬務
- 第一章 医薬品医療機器等
- 第二章 薬剤師
- 第三章 医薬品医療機器総合機構
- 第四章 毒物、劇物
- 第五章 麻薬
- 第六章 血液

第四編 参考法令

- 第一章 行政組織・行政救済
- 第二章 地方制度
- 第三章 社会福祉

第一編第二章の途中までの細目次を掲載し、第二編～第四編までの細目次は省略してあります。

平成27年版の主な改正内容

〈新規登載された法令〉

- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則 など7件

〈一部改正された法令〉

- 医療法・同法施行令・同法施行規則
- 医師法・同法施行規則
- 歯科医師法・同法施行規則
- 歯科衛生士法
- 診療放射線技師法・同法施行令・同法施行規則
- 地域保健法・同法施行令
- 健康増進法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・同法施行令・同法施行規則
- 予防接種法・同法施行令・同法施行規則
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法・同法施行令
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・同法施行規則
- 高齢者の医療の確保に関する法律
- 食品衛生法・同法施行規則
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律・同法施行規則
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・同法施行令・同法施行規則
- 薬局等構造設備規則
- 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令・同法関係手数料規則 など150余件

組見本 (A5判縮小)

三 薬務 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(法二五・八・一二七)
施行 薬事法等の一部を改正する法律
第百二十五号(平成二四年四月八日)の施行の
目

改正 平成二六年法律第九号の改正は未
施行 平成二六年法律第九号の改正は未
施行のため、該当条文中に「(注)」を
掲げた。

第一章 総則

目的 この法律は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮(以下「安全性の確保等」といふ。)に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度を定めること等により、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

- この法律において「再生医療等技術」とは、次に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であつて、細胞加工物を用いるもの(細胞加工物として再生医療等製品(医薬品医療機器等法第二十三條の二五又は第二十三條の三七の承認を受けた再生医療等製品をいう。第四項において同じ。))のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く(以下、その安全性の確保等に関する措置その他のこの法律で定める措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。))とする。
- 一人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
- 二人の疾病の治療又は予防
- この法律において「細胞」とは、細胞加工物の原材料となる人又は動物の細胞をいふ。
- この法律において「細胞加工物」とは、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したものをいふ。「特定細胞加工物」とは、再生医療等に用いられる細胞加工物のうち再生医療等製品であるものをいふものをいふ。細胞加工物について「製造」とは、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施すこと等をいふ。「細胞培養加工施設」とは、特定細胞加工物の製造をする施設をいふ。
- この法律において「第一種再生医療等技術」とは、人の生命及び健康に与える影響が明らかでない又は相当の注意をしても人の生命及び健康に重
- この法律において、相当の注意を講ずるべき事項がある再生医療等技術等に関する措置を講ずることが必要と定める再生医療等技術等」とは、第二種再生医療等技術等を除く。
- この法律において、第一種再生医療技術以外の再生医療(医療等)とは、第三種再生医療等技術等
- この法律において、第三十五條第一項の規定を受規により届出をし

第二章 再生医療

第一節 再生医療

第三條 厚生労働大臣 療等の提供に関する 基準」といふ。をま 2 再生医療等提供基 2 再生医療等提供基